

給付奨学生採用候補者の推薦基準

富山県立雄山高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学校内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

(1) 人物について

以下の全てに該当すること

- ①進学が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ②校則を遵守し、生徒に相応しい学校生活を送っている
- ③学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

(2) 学力及び資質について

以下の①、②いずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等(注)は③に該当すること）

①以下のいずれかに該当すること

- ア. 1年から申込時までの成績の平均値が 3.5 以上である
- イ. 上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる

②学業成績が平均水準以上と認められ、かつ以下のいずれかに該当すること

- ア. 課外活動(部活動含む)に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
- イ. 生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる
- ウ. ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

③以下のいずれかに該当すること

- ア. 評定平均値 3.5 以上の教科または科目が 1 つ以上ある
- イ. 進学後の学修に意欲があり、進学後に優れた学習成績を収める見込みがあるもの。

(3) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等は③に該当すること）、生活環境等を勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が困難な状況にあると認められること

- ①住民税所得割が課されていない
- ②奨学金申込日現在において生活保護を受給している
- ③以下(注)の施設等に入所している（生徒が 18 歳時点で入所していた（又はしていることが見込まれる））

(注)社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

- ① 児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）